

京都市消防局訓令甲第3号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市危険物事務処理規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月26日

京都市消防局長 山内 博貴

第3条第1項を削り、同条第2項中「署長」を「消防局長（以下「局長」という。）」に、「前項の許可申請書」を「危規則第4条第1項の規定により提出された危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書、危規則第5条第1項の規定により提出された危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可申請書又は危規則第5条の3の規定により提出された危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可及び仮使用承認申請書（以下「許可申請書」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「署長」を「消防署長（以下「署長」という。）」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第1項中「第2項」を削り、「送付を受けた場合」を「提出があったとき」に改める。

第5条第1項中「署長」を「局長」に、「場合」を「とき」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「による報告により許可を撤回する場合」を「による提出があった場合において、当該許可を撤回するとき」に、「場合」を「とき」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項を削り、同条第2項中「第2項」を削り、「前項の規定による送付」を「危規則第5条の2又は危規則第5条の3の規定により仮使用の承認の申請書の提出」に、「場合」を「とき」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「署長」を「局長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定による報告」を「危市規則第5条に規定する危険物製造所・貯蔵書・取扱所完成検査申請書（以下「完成検査申請書」という。）の提出」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条中「第5条第2項」を「第5条」に改める。

第10条第1項中「第5条の2第2項」を「第5条の2」に、「危市規則第3条第2項」

を「法第11条第1項」に改め、同条第3項中「危市規則第3条第2項」を「法第11条第1項」に、同条第3項中「場合」を「とき」に改める。

第14条第1項を削り、同条第2項中「第2項」を削り、「前項の規定による送付」を「危市規則第12条の規定により予防規程制定・変更認可申請書の提出」に、「場合」を「とき」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第15条第1項中「署長」を「局長又は署長」に、「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「署長」を「局長又は署長」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第16条第1項第1号、第5号及び第6号中「第1項」を削る。

第18条中「第2項」を削る

第2号様式、第3号様式、第7号様式、第11号様式及び第18号様式中「第2項」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)